

# 忘れられた被害者ってだれ……

## DVから人権を守る社会づくりのために

「DV」は、失われた家族の関係

夫婦は、協力しあって家庭を作るパートナーです。

身体的、社会的、経済的に優位な立場にある者が、パートナーを力によって支配しようとする事によって、「DV」ドメスティックバイオレンスは起こります。

言葉や力の暴力は、児童虐待につながる人権問題です

父親の言葉や力による暴力は、母親だけでなく、子どもたちに対しても同時に行われることも多く、また暴力を受けている母親が自分を見失い、どうにもできない怒りを子どもにぶつけることもありま

す。子どもたちは母親が責められる姿に傷つき、「自分のせいじゃないか」と、考えたり母親を守れない自分を責めたりします。

又、母親が父親に支配されていることが正しいと思ひ込んだりします。

暴力を受け、目撃しながら育った子どもは自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段に暴力を使うことを、当然のことのように考え

てしまいます。

子どもたちは

「忘れられた被害者」といわれています。

優しい声かけと見守りで……被害当事者の皆さんと仲良しになっ

たうえ乱暴なお子さんでも悪いのは、暴力を教えた大人です。

少しだけ、力を貸してください……わたしたちは決してかわいそうな人ではありません。暴力で受けた痛みをこれから生きていくためのエネルギーに変えることができます。そのために少しでも、皆さんの力を貸してください。

(DV被害者の声)

私たちにできることは、支えあう社会づくりをめざすことから……

失われた人間関係は、信頼できる人との出会い、人との関係性の中でこそ回復できます。

子どもころから「人に迷惑をかけない」「人様の世話にならない」とりわけ、「家庭内のことは外に助けを求めること」はいけないことのように教えられてきました。

夫の社会的立場を考え、人に話をするのでできない人もいます。苦しかったら人に話をしたり助けを求めたり、一人でできないことがあったら、まわりの人に手伝ってほしいと言える、支えあえる社会をつくることです。

家庭内であっても力や暴力で支

配する人間関係は許されないことを考え「DV」を起こさない社会にしたいものです。

### 「DV防止法」の成り立ち

二〇〇一年(平成十三年)施行

一時保護からシエルターへ

二〇〇四年(平成十六年)

改正法に合わせ国の基本方針も発表、シエルターの声が、国会に届き行

政も参画

二〇〇八年(平成二十年)

第二次DV法施行、自立支援についての改正法となる。

二〇〇四年(平成十六年)

児童虐待の防止に関する法律の改正によって、児童が同居する家庭内の配偶者による暴力や児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たることが明確化されました。

### DVと児童虐待の共通性

- 1 家庭内で起こる、密室の暴力
- 2 我慢すべき暴力という意識
- 3 支配、被支配の関係
- 4 人格の否定、人権侵害

鳥取県のDV施策は、補助金など単独の県費支援では、全国一位といわれています。